

学校での児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の臨時休業等の対応について（お知らせ）

大阪府域における新型コロナウイルス感染拡大は、高止まりの状況が続いており、医療機関のひっ迫につながっております。このような状況から本市立小中学校におきましても、感染拡大を防ぐ観点から急な臨時休業を行い対応していく可能性があります。

下記のような状況が、お子様の通学されている学校で生じた場合は、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業といった措置を行います。その際は、急な対応を含めてご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 濃厚接触者の特定にかかる臨時休業

学校全体の臨時休業	・感染者が発生し、その濃厚接触者の特定に要する期間 ・校舎内の清掃消毒に要する期間
休業期間	1日～1週間程度（濃厚接触者特定に要する期間）

2. 学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる臨時休業等

学級閉鎖	・同一学級で、感染が判明した児童生徒が複数いる場合 ・感染者が1人でも、濃厚接触者や未受診の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
閉鎖期間	5～7日程度（感染の拡大状況を踏まえて判断します）
学年閉鎖	複数の学級を閉鎖する場合など
学校全体の臨時休業	複数の学年を閉鎖する場合など

3. 学校の運営体制が整わない臨時休業等

複数の教職員が感染または濃厚接触者となり、指導体制が整わない場合は臨時休業とします。

○確認事項

- ・発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えるようお願いいたします。その際は「出席停止」とします。
- ・お子様またはご家族の感染が確認された場合、学校より「校内でマスクを外していた時間」や「校外（登下校、放課後等）の活動状況」についてお伺いします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。正しい知識と理解をもとに行動していただきますようお願いいたします。